

まちだの新たな 学校づくり通信

Machida New Concept School 2040

2024年1月29日発行

南成瀬地区

1頁 • 2頁

仮校舎への通学及び在校生の学区外 通学制度等について

ともに学び、ともに育つ学び舎づくりを目指して

【発行】町田市教育委員会

在校生はどうなるの?

【問合せ先】町田市教育委員会学務課 042-724-2176

仮校舎への通学及び在校生の学区外通学制度等について

2023年10月末に「南第二小学校と南成瀬小学校の学校統合、仮校舎への通学及び在校生の学区外通学制度等について」というパンフレットを統合予定校及び隣接校の学区変更が予定されている地域の保護者あてに配布しました。

その後、学校統合と通学区域緩和制度の関係や兄弟姉妹がいる場合の通学校についてお問い合わせをいただきましたので、 Q&A 方式でまとめました。



お住まいの住所での生年月日に応じた、学校統合、 学区再編の予定年度が確認できます

① 二次元コードを読み取り、 まちだ子育てサイトにアクセス



② お住まいの地区を選択



③ 学区一覧表が表示され、お住まいの住所での学校統合、学区再編の予定年度が確認できます



生年月日		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	学年	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
2017.4.2 ~ 2018.4.1	指定校	町田第一小学校	【学区変更】 本町田小学校・ 本町田東小学校・ 町田第三小学校 統合新設校 【本校舎】	本町田小学校・ 本町田東小学校・ 町田第三小学校 統合新設校 【本校舎 】	町田第三中学校	【学校統合】 町田第三中学 校・山崎中学校 統合新設校	町田第三中学 校・山崎中学校 統合新設校
	位置		現本町田東小学校	現本町田東小学校		木曽山崎グラウンド	木曽山崎グラウンド
	学年	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生
2018.4.2 ~ 2019.4.1	指定校	町田第一小学校	【学区変更】 本町田小学校・ 本町田東小学校・ 町田第三小学校 統合新設校 【本校舎】	本町田小学校・ 本町田東小学校・ 町田第三小学校 統合新設校 【本校舎 】	本町田小学校・ 本町田東小学校・ 町田第三小学校 統合新設校 【本校舎 】	【学校統合】 町田第三中学 校・山崎中学校 統合新設校	町田第三中学 校・山崎中学校 統合新設校
	位置		現本町田東小学校	現本町田東小学校	現本町田東小学校	木曽山崎グラウンド	木曽山崎グラウンド

【よくあるご質問】

学校統合に伴う通学区域緩和制度と兄弟姉妹がいる場合

Q1

住所で決められた学校(以下:指定校)が統合される予定ですが、指定校とは 異なる学校に入学することは可能ですか?

A1

通学区域緩和制度を利用すれば、指定校以外の学校への入学を希望することが可能です。この制度では、小学校の場合は指定校に隣接する学区の小学校に受入枠がある場合、申請することができます。(自宅から希望校までの距離が1.5km未満であれば隣接していなくても可)

なお、受入枠を超える申請があった場合は抽選となりますが、近年抽選を行う学校は年間 1~2 校程度です。

●→ 居住地





版五丁目 高ヶ坂小学校学区の成瀬八丁目は 高ヶ坂小 南成瀬地区統合新設小学校の学区 に変更となる。 **《**賴三丁目 | 成剩七丁目 南成瀬地区 通学区域緩和 統合新設小学校 制度により入学 (旧南成瀬小) できる。 南成瀬五丁目 成瀬が丘三丁目 成瀬が丘二丁目 南成類七丁目 南成類八丁目 成瀬六丁目 金森東二丁目 成瀬が丘一丁目 金森東三丁目

学校統合の事例

学区変更の事例

Q2

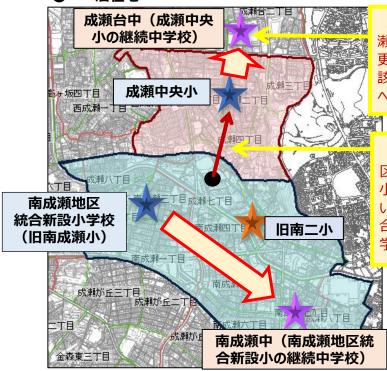
指定校は統合対象校ですが、通学区域緩和制度により統合対象校ではなく隣接校に通学しています。指定校の学区が統合された後もそのまま隣接校に通えますか? また中学校もその学校が継続する中学校に入学できますか? 弟(妹)がいますが、同じ学校に通うことはできますか?

A2

通学区域緩和制度により指定校以外の学校へ通学している方は、仮に指定校の学区が統合されても、そのままその学校に通うことができます。また中学校もその学校が接続する中学校に通うことができます。

第(妹)がいる場合ですが、兄(姉)が在学中は指定校変更制度により、 第(妹)は兄(姉)と同じ学校に通うことが可能です。兄(姉)が卒業後に 兄(姉)と同じ学校に通いたい場合は、通学区域緩和制度により通うことが 可能です。(ただし、受入枠を超える申請があった場合は抽選となります。)

→ 居住地



本来の中学の指定校は南成 瀬中学校であるが、指定校変 更制度の小中継続の事由に 該当するため、成瀬台中学校 へ入学できる。

南第二小学校学区から通学 区域緩和制度により成瀬中央 小学校に通学している場合にお いて、南第二小学校学区が統 合されてもそのまま成瀬中央小 学校に通学できる。

Q3

通学区域緩和制度で通っていた学校が、統合され学校位置が変わり、遠くなり ます。指定校に転入したいのですが可能ですか?

A3

通学区域緩和制度を利用して、指定校以外の学校へ通学している場合、通常 は入学後の辞退は認められませんが、学校統合により学校の場所が変わった場 合は、例外として辞退を認めています。町田市教育委員会学務課(TELO42-724-2176) にご相談ください。





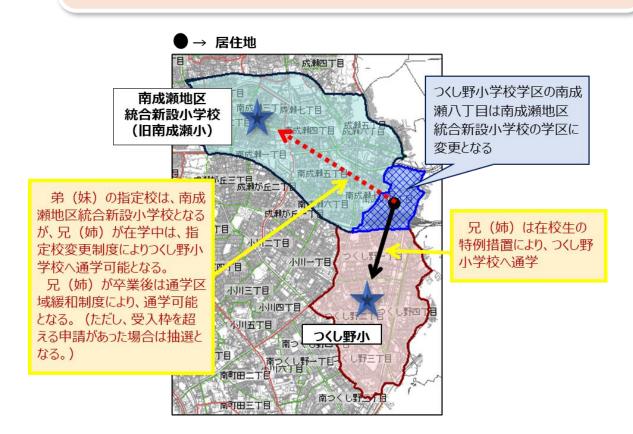


Q4

通学区域の変更で未就学の弟(妹)の指定校が変わりました。兄(姉)と兄弟姉妹で別々の学校に通わなければならないのですか?

A4

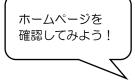
兄(姉)が在学中は指定校変更制度により、弟(妹)は同じ学校に通うことが可能です。兄(姉)が卒業後に兄(姉)と同じ学校に通いたい場合は、通学区域緩和制度により通うことが可能です。(ただし、受入枠を超える申請があった場合は抽選となります。)

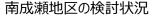


~ 新たな学校づくりの情報はこちらからご確認いただけます ~









通学区域緩和制度



南第二小学校と南成瀬小学校の学校統合、

仮校舎への通学及び在校生の学区外通学制度等について(パンフレット)